

社会福祉法人 寿広福社会介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

第1章 総則

（目的）

第1条 「社会福祉法人寿広福社会介護福祉士実務者研修（通信課程）」（以下、「本校」という。）は、幅広く多様なニーズに対応できるよう、基本的な技術の習得や自立支援を支えるための専門的なケアを実践できる介護福祉士の養成をめざし、本校が実施する介護福祉士実務者研修（以下、「本研修」という。）を通して、受講者の介護福祉士取得を支援し、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（事業者の名称及び所在地）

第2条 本研修は、社会福祉法人寿広福社会が実施する。

2 所在地は、茨城県常総市新石下 1031 に置く。

（本研修の名称及び実施場所）

第3条 本研修の名称は、「社会福祉法人寿広福社会介護福祉士実務者研修（通信課程）」とする。

2 実施場所は、特別養護老人ホーム L・ハーモニー石下研修室（茨城県常総市原宿 1155）に置く。

第2章 修業年限、定員、在籍期間等

（修業年限）

第4条 本研修の修業年限は、原則6ヶ月とする。

（研修定員及び学級数）

第5条 1学級の定員は20名以下とし、毎年度1学級までとする。

（入学時期及び開講期間）

第6条 入学時期は、各養成課程の開講日とする。

2 開講期間は、開講日から6か月間とする。

(在籍期限)

第7条 在籍期限は1年間以内とする。ただし、本校がやむを得ないと判断した場合については手続きの上、2年までとする。

(学期及び休業日)

第8条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は、次のとおりとする。

- 一 年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律に規定する休日

2 その他、天災等やむを得ない事情により、研修の実施が困難と本校が判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、振替受講を設定し受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

第3章 養成課程、履修方法、受講料等

(養成課程)

第9条 養成課程の種類は通信課程とする。

- 2 別表1の通り通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。
- 3 通信養成実施地域は、茨城県内とする。

(通信科目の履修方法)

第10条 通信科目の履修方法は下記の通りとする。

- 一 学習方法 受講生はテキストに沿って自己学習し、本校の定める期日までに各科目の課題を提出する。課題の提出方法は、Web学習（e-ラーニング）とする。
- 二 評価方法 各科目の課題は、各100点満点とし、70点以上を合格、70点未満の場合は再提出とする。
- 三 個別指導 通信課程の学習に際しての質問等はmail及びFaxにて講師が個別に回答する。

(面接授業の実施方法)

第11条 面接授業は次の方法で実施する。

- 一 指定された日に研修会場にて行う。
- 二 出席を確認するため、受講者は毎回出席簿に署名する。
- 三 面接授業を安全に行うにあたり、感染症に感染している者、またはその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。
- 四 全日程に出席した者に対し指導教員の報告に基づき、総合的成績を評価する。

(履修免除)

第12条 訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除することができる。

(受講料)

第13条 受講料は次のとおりとする。(税込・テキスト代・e-ラーニング代含)

受講対象者の資格	受講料
無資格	130,000円
介護に関する入門的研修修了者	120,000円
訪問介護員研修3級過程修了者	120,000円
生活援助従事者研修修了者	120,000円
訪問介護員研修2級過程修了者	80,000円
介護職員初任者研修修了者	80,000円
訪問介護員研修1級課程修了者	60,000円
介護職員基礎研修修了者	40,000円
認知症介護実践者研修修了者	120,000円
喀痰吸引等研修修了者	120,000円

- 2 納入された受講料は原則として返還しない。
- 3 ただし、やむを得ない事由等で、受講辞退の申し出があった場合は、書面にて提出の上、次の額を返還することとする。その際の振り込み手数料は受講申込者が負担する。
 - 一 辞退を申し出た日～受講申込締切日まで：受講料の全額
 - 二 受講申込締切日翌日～開講日前日まで：受講料の半額
 - 三 開講日以降：なし

第4章 入学資格、入学選考、入学手続、退学等

(入学資格)

第14条 入学資格は、本校の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を目指す者とする。

- 2 別表2に定める履修免除を希望する場合は、研修申込時に、修了が証明できる書類を本校に提出することとする。

(入学者の選考)

第15条 入学申し込みを受理した者の中から、前条の条件を満たすと認められるものにつき入学決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申し込み受付は終了とする。

(入学手続)

第16条 入学手続は、本校が定める入学申込書に、本人確認書類（免許証の写し等）を添付して行うものとする。

- 2 前項に加え、訪問介護員養成研修等の研修修了者は、修了証明書の写しを添付して行うものとする。
- 3 受講料については、次のとおり定める。
 - 一 受講決定通知後、原則1週間以内に納入することとする。
 - 二 1週間以内に納入が確認できない場合は、法人は受講辞退として取り扱うことができる。
 - 三 事前の連絡なく受講生が期日までに納入しない場合、法人は受講を取り消すことができる。

(退学、休学、復学)

第17条 受講生が退学する場合は、所定の退学届を提出するものとする。

- 2 受講生が休学する場合は、所定の休学届を提出するものとする。尚、休学の期間は法人と協議のうえ決定する。
- 3 受講生が復学する場合は、所定の復学届を提出するものとする。尚、復学の期間は法人と協議のうえ決定する。

第5章 学習の評価及び課程修了の認定方法

(課程修了の認定方法)

第18条 カリキュラムの全過程を履修し、通信での課題は提出期限を厳守していること。

- 2 通信課程は、レポートによる添削にて評価し100点満点中70点(70%)を課程修了とする。70点以下の場合は、再度、添削、評価する。
- 3 介護過程Ⅲは、全てを受講し、原則として、遅刻・欠席は認めない。演習及び小テストの合格により科目の修了認定とする。100点満点中70点(70%)以上を合格とする。合格基準に満たない場合は、再度、試験、評価を行う。

- 4 医療的ケア（演習）は、全てを受講し、原則として、遅刻・欠席は認めない。
医療的ケア演習を所定回数実施し、演習（指導者評価）及び小テストの合格により科目の修了認定とする。100点満点中70点（70%）以上を合格とする。

吸 引	口腔：5回以上 鼻腔：5回以上 気管カニューレ内部：5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう：5回以上 経鼻経管栄養：5回以上
蘇 生	救急蘇生法 1回以上

合格基準に満たない場合は、再度、試験、評価を行う。

- 5 修了評価及び受講態度を総合的に評価する。評価基準は、100点満点中A：90点以上、B：80～89点、C：70～79点、D：70点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講生が修了者として認められる。
- 6 面接授業（介護過程Ⅲ）及び医療的ケア（演習）で不合格の場合は、追試または別途補講を設けて合格に達するまで再評価を行うこととする。
- 7 別表1に掲げる科目の出席時間数が3分の2に満たない者については、当該科目の履修認定をしない。

（遅刻・早退・欠席・補講）

第19条 10分未満の遅刻・早退については、本校がやむを得ない理由と判断した場合に限り、出席扱いとする。

2 10分以上の遅刻・早退及び欠席については、補講にて対応する。

3 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。（補講料金：1時間 1,000円）

（修了証明書の発行・再交付）

第20条 修了を認定された者は、本校において修了証明書を発行する。また、修了証明書の紛失等があった場合には、修了者の申し出により再交付を行うことができる。

2 再発行については、手数料として1,000円を受講者の負担とし、法人窓口を持参するか、指定口座に振り込むことで再発行を行う。（振り込み手数料は受講生負担）

第6章 教職員組織

（教職員組織）

第21条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- ・ 学校長 1名
 - ・ 主任教員 1名
 - ・ 専任教員 1名
 - ・ 介護過程Ⅲを担当する教員 1名
 - ・ 医療的ケアを担当する教員 1名
 - ・ その他必要な職員
- } 兼務可

第7章 賞罰

(賞罰)

第22条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

- 一 受講にあたって提出した書類の虚偽記載が認められた者
- 二 受講意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 三 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、法人の指示に従わない者
- 四 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者
- 五 その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

第8章 個人情報及び情報開示

(個人情報の保護)

第23条 法人が知り得た受講予定者及び受講生に係る個人情報は法人の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

- 2 受講生は受講中に知り得た個人情報を受講後も他に口外してはならない。

(情報開示)

第24条 情報の公表に基づき、当法人ホームページにおいて開示する内容は、次のとおりとする (<https://www.l-harmony.jp>)。

- 一 研修期間情報：法人格、法人名称、住所及び連絡先、代表者名、事業所名称、事業所住所、財務諸表、介護福祉養成施設以外の実施事業
- 二 研修施設情報：養成施設の名称、住所及び連絡先、養成施設の代表者名、養成施設の開設年月日、学則、養成施設の設備概要
- 三 養成課程に関する情報：対象、研修スケジュール、定員、研修までの流れ、費用、科目別シラバス、教員数、科目別担当教員名（教員氏名、略歴、保有資格）、使用する教材、通信課程における面接授業の実施地域

四 実績情報：卒業者の延べ人数

五 その他の情報：その他、入所者または入所希望者の選択に資する情報

第9章 補則

(施行細則)

第25条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めない事項で必要があると認められるときは、学校長がこれを定める。

附則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 科目及び履修方法

規程規則に定める科目及び時間数	時間数	履修方法
人間の尊厳と自立（5時間）	5	テキストを熟読し、理解度を深めた上で、 本校が提示する課題を提出し、通信指導及 び削除指導により履修する。
社会の理解Ⅰ（5時間）	5	同上
社会の理解Ⅱ（30時間）	30	同上
介護の基本Ⅰ（10時間）	10	同上
介護の基本Ⅱ（20時間）	20	同上
コミュニケーション技術（20時間）	20	同上
生活支援技術Ⅰ（20時間）	20	同上
生活支援技術Ⅱ（30時間）	30	同上
介護過程Ⅰ（20時間）	20	同上
介護過程Ⅱ（25時間）	25	同上
こころとからだのしくみⅠ（20時間）	20	同上
こころとからだのしくみⅡ（60時間）	60	同上
発達と老化の理解Ⅰ（10時間）	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ（20時間）	20	同上
認知症の理解Ⅰ（10時間）	10	同上
認知症の理解Ⅱ（20時間）	20	同上
障害の理解Ⅰ（10時間）	10	同上
障害の理解Ⅱ（20時間）	20	同上
医療的ケア（50時間）	50	同上
医療的ケア演習（16時間）	16	面接授業にて履修
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45	面接授業にて履修
合計	466	

別表2 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員 初任者研修	生活援助従 事者研修	介護に関 する入門 的研修	訪問介 護員研 修1級	訪問介 護員研 修2級	訪問介 護員研 修3級	介護職 員基礎 研修	その他 全国研修
人間の尊厳と自立	5	免除	免除		免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除		免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30				免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除		免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20				免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20				免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除			免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除			免除	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	免除			免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25				免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10				免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20				免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除			免除	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20				免除			免除	認知症実 践者研修
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20				免除			免除	
こころとからだの しくみⅠ	20	免除			免除	免除		免除	
こころとからだの しくみⅡ	60				免除			免除	
※医療的ケア 演習	50								喀痰吸引 等研修
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45							免除	
合計	450	320	410	430	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は通信課程 50 時間とは別に演習 16 時間を終了する必要あり。